

## 子の看護休暇・介護休暇が時間単位で取得できるようになります！

(施行は令和3年1月1日です)

育児や介護を行う労働者が子の看護休暇や介護休暇を柔軟に取得することができるよう、育児・介護休業法施行規則等が改正され、時間単位で取得できるようになります。

改正前

- ・半日単位での取得が可能
- ・1日の所定労働時間が4時間以下の労働者は取得できない



改正後

- ・時間単位での取得が可能
- ・全ての労働者が取得できる

<介護休業等のお問い合わせ先>

- ・育児休業や介護休業等の休業制度に関すること  
厚生労働省東京労働局雇用環境・均等部 03-3512-1611
- ・育児・介護休業法について(厚生労働省ホームページ)  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>



### 板橋区立男女平等推進センター スクエア・I (あい)

所在地: 板橋区栄町 36-1

グリーンホール7階

開館時間: 9時~21時30分

休館日: 年末年始、施設点検日など

電話: 03-3579-2790



### 板橋区立男女平等推進センター スクエア・I 相談室

所在地: 板橋区大山東町 32-15 板橋区保健所5階

相談時間: 月~金、第二土曜 ※総合相談(祝日・年末年始を除く)

相談電話: 03-3579-2188

※区内在住・在勤・在学の方が利用できます。

板橋区男女平等推進センターは、板橋区男女平等参画基本条例により、「すべての区民が、個人としての尊厳を重んじられ、性別による差別的な取り扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮し、ともに住みよいまちをつくる男女平等参画社会の実現」を目指しています。

No.19

板橋区立男女平等推進センター

# I City

この通信は、板橋区立男女平等推進センター「スクエア・I(あい)」が発行しています。

特集

2020年3月30日発行

## 性的マイノリティから学ぶ ダイバーシティ&インクルージョン

「多様性を尊重しましょう」という価値観に真正面から反対する人は少ないかもしれませんが、しかし実際には、「文化的価値観」が無意識のうちに人を拘束してしまうことはたびたびあります。

- 例:
- ・家族なのだから、仕事を辞めてでも要介護者を介護すべきだ
  - ・子どもを産んだのだから、母親がきちんと子育てをしなければならない
  - ・夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである
  - ・学校の制服は「男性はズボン、女性はスカート」

それぞれの置かれた立場を理解し、尊重することができれば、このような決めつけもなくなっていくかもしれません。

今回は多様性に関わる様々な問題の中から性的マイノリティをテーマとして取り上げます。是非考えるきっかけにしてみてください。

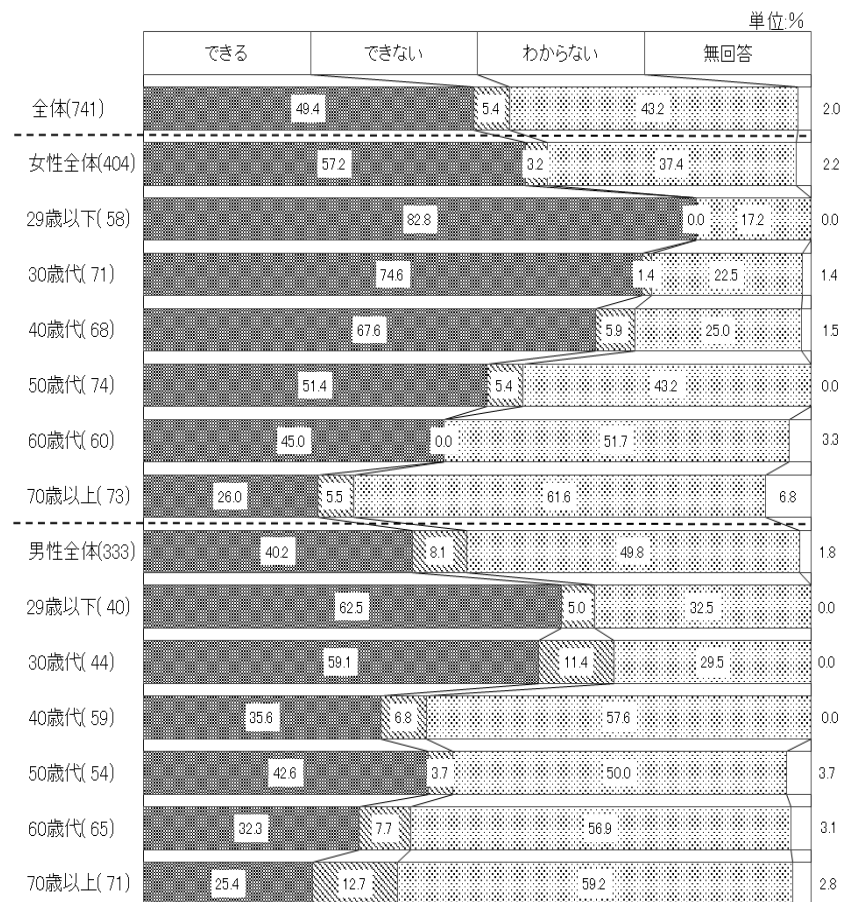
<I City(あいしてい)に関するお問い合わせ>

板橋区役所男女社会参画課 ☎03-3579-2486

## 【性的マイノリティ】

下の表は「あなたは身近な方に、性的マイノリティであることを打ち明けられた場合、これまでと変わりなく接することができますか。」という設問への回答です。女性も男性も若年層ほど「できる」の割合が高くなっています。

(出典「板橋区男女平等に関する意識・実態調査報告書(令和元年11月)」)



もし、職場の同僚に、「性的マイノリティ」であることを打ち明けられ、それを「あの人、〇〇らしいよ。」など許可なく暴露してしまったら「SOGI(ソジ)ハラスメント(ソジハラ)」になります。パワーハラスメント防止のための指針(令和2年1月15日厚生労働省告示第5号)でソジハラ防止の必要性が示されました。

《どんなことがソジハラか》



履歴書と性別が違う。職場の皆の前で発表しなくてはだめだ

などカミングアウトの強制

私も〇〇だと思われたら嫌だから無視しよう



などいじめ・無視

あの人〇〇じゃない?

うちの職場に〇〇はいらない

など差別的言動などが含まれます。

令和元(2019)年12月に策定された「東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」によれば、137人中44人の人が「自分の身のまわりにLGBT等当事者の方がいるか否か」という設問に「いる」と回答しています。

「性的マイノリティ」の方が身の回りにいることを前提とし、生活や仕事の中でちょっとした気遣いにつなげることが大切です。あなたの言葉でいつの間にか相手を傷つけているかもしれません。

まずは普段の言葉遣いを変えるなど、簡単なことから始めてみませんか?

<性別の決めつけを避ける表現の一例>

「彼氏・彼女」	は	「パートナー」
「男らしさ・女らしさ」	は	「あなたらしさ」
「息子さん・娘さん」	は	「お子さん」
「お父さん・お母さん」	は	「保護者の方・ご家族の方」

「自分らしく生きたい」という気持ちは誰でも一緒です。お互いの違いを認め合い尊重することが住みよい社会の実現のための近道かもしれません。